



所得税・住民税の申告について

令和5年1月1日に松崎町にお住まいの方は、昨年中(令和4年1月1日～令和4年12月31日)の収入状況を申告する必要があります。以下の内容をご確認いただき申告してください。なお、申告の必要が無い場合もありますので、併せてご確認ください。

持参するもの

(1) マイナンバーが分かるもの+本人確認書類

【本人確認を行うときに使用する書類の例】

例1 **マイナンバーカード** (本人確認書類を兼ねる)

例2 通知カードまたはマイナンバー入りの住民票+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

(2) 税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがき (お持ちの方)

(3) 申告者本人名義の口座番号が分かるもの ※還付申告の場合に必要です。

(4) 令和4年中の収入を明らかにできるもの

- ・ 給与収入 給与所得の源泉徴収票
- ・ 年金収入 公的年金の源泉徴収票
- ・ 営業、農業、不動産収入 . . . 収支内訳書

収支内訳書を作成していない場合は、順番を後にさせていただくことがあります。

- ・ その他収入の分かる書類 . . . 報酬の支払調書、個人年金や生命保険料払戻金等一時所得の証明書や配当収入の支払通知書など

(5) 控除を受けるための書類

- ・ 社会保険料控除 国民年金保険料の支払証明書、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の年間支払額など
- ・ 生命保険料控除 生命保険料 (一般分、個人年金分、介護医療分) の控除証明書
- ・ 地震保険料控除 地震保険料の控除証明書
- ・ 障害者控除 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- ・ 寄附金控除 寄附金の受領を証明する書類
- ・ 配偶者(特別)控除 配偶者の所得が分かるもの
- ・ 医療費控除 医療費控除の明細書 (医療費の領収書や高額療養費などの払戻金等の明細を個人ごと、医療機関ごとに集計したもの) またはセルフメディケーション税制の明細書 (対象の領収書や払戻金等の明細を支払先ごと、医薬品の名称ごとに集計したもの) と一定の取組を行ったことを明らかにする書類

明細書を作成していない場合は、順番を後にさせていただくことがあります。

下記に該当する場合は、住民税の申告は不要です。

- ① 所得税の確定申告をした方
- ② 収入が給与のみで、勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が町へ提出されている方
- ③ 収入が400万円以下の公的年金のみで、支払者から年金支払報告書が町へ提出されている方
- ④ 収入が0円で同一世帯の親族の配偶者控除・扶養控除の対象となっている方

※②③において、医療費控除や社会保険料控除の追加などの変更がある方は申告が必要です。

➤ 詳しくは3ページのフローチャートでご確認ください。

《問合せ先：窓口税務課 電話：0558-42-3968》

【申告受付日程は2ページをご覧ください】

令和5年 住民税申告受付日程

※会場は各公民館ではなく
生涯学習センターです。

日付		地区	日付		地区
2月10日(金)	午前	池代	2月22日(水)	午前	江奈3
	午後	門野		午後	江奈4
2月13日(月)	午前	大澤・小杉原	2月24日(金)	午前	櫻田
	午後	船田	2月27日(月)	午前	道部
2月14日(火)	午前	明伏	2月28日(火)	午前	野田・中村
	午後	峰輪		午後	山口
2月15日(水)	午前	南郷・吉田	3月1日(水)	午前	指川・松尾・金沢
	午後	建久寺		午後	八木山
2月16日(木)	午前	那賀	3月2日(木)	午前	峰
	午後	伏倉	3月3日(金)	午前	岩地
2月17日(金)	午前	江奈1	3月6日(月)	午前	雲見
2月20日(月)	午前	江奈2		午後	石部
2月21日(火) 午前・午後 ※ 全地区(税務署 相談日)			3月7日(火)	午前	宮内
			3月8日(水)	午前	東・西・南・北・中区
午後					

該当地区で申告できなかった場合は、下記の日程で受け付けいたします。(土・日を除く)

3月9日(木)～3月15日(水) 午前・午後	全地区
------------------------	-----

【場 所】 生涯学習センター 4階 ふれあいホール

【時 間】 午前： 9時～11時30分 (受付時間： 8時30分～11時)
午後： 13時～15時30分 (受付時間： 12時30分～15時)
※会場の混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

※2月21日(火)の税務署相談日は受付時間が異なります。

【時 間】 午前： 10時～12時 (受付時間： 9時30分～11時30分)
午後： 13時～16時 (受付時間： 12時30分～15時30分)

【その他の注意事項】

- ・ 所得税の確定申告について、簡易なものであれば申告相談を受け付けますが、**青色申告や土地建物、株式等の譲渡(分離課税)、住宅借入金等特別控除の初年度の申告などは町では受け付けできません**ので、裏面の税務署からのお知らせをご覧ください。大雨被害による雑損控除を受けようとする方も同様に、税務署からのお知らせをご覧ください。
- ・ 申告会場では該当地区の受け付けのみ行っております。
- ・ 2月21日(火)は下田税務署職員が来庁し、全地区を対象に申告相談を受け付けます。青色申告等の相談などでもできますので、積極的にご利用ください。
- ・ **事業収入(営業・農業・不動産)のある方は、事前に収支内訳書を必ず記入してきてください。**
記入されていない場合は、原則記入してから受け付けとしますので、ご承知置きください。
- ・ **医療費控除を受けられる方は、医療費控除の明細書が必要となりますので、領収書等をまとめ、計算し作成しておいてください。**
- ・ 確定申告書を作成済みで、確認の必要がなく税務署に提出するだけの方は、窓口税務課にお持ちいただければ、取りまとめのうえ、税務署に提出しますので、3月15日(水)までにお持ちください。

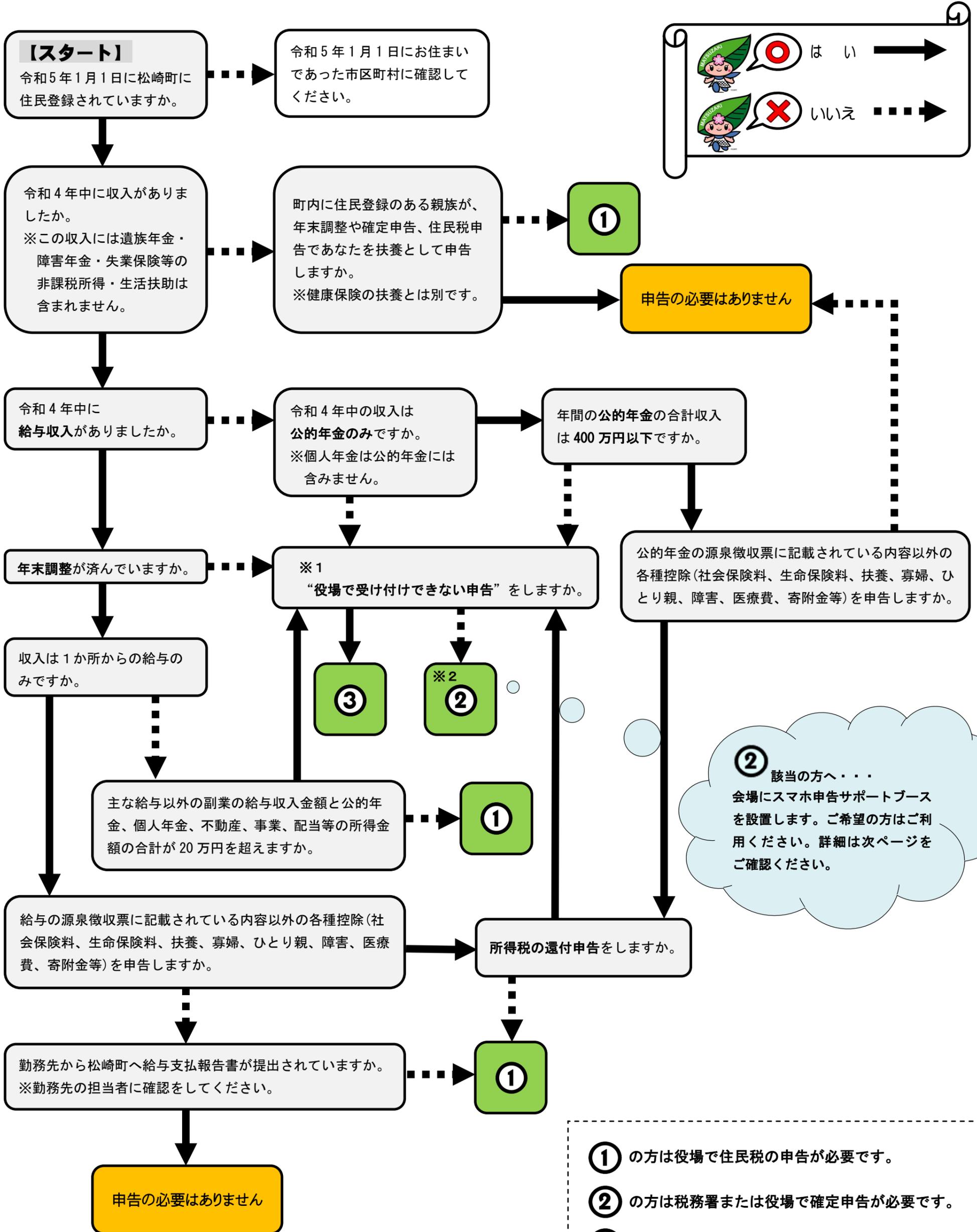
【新型コロナウイルス感染防止対策について】

- ・ 以下の症状がある方は来場をご遠慮ください。
①風邪症状(咳・のどの痛みなど)がある方 ②強いだるさや息苦しさがある方 ③体調のすぐれない方
- ・ 検温を実施し、37.5℃以上の発熱が認められる場合や検温にご協力いただけない場合は、入場をお断りさせていただきます。
- ・ 会場内ではマスクの着用・手指消毒をお願いします。
- ・ 会場の混雑緩和のため、少人数での来場をお願いします。



申告フローチャート

申告が必要かどうかを調べてみましょう



※1 役場で受け付けできない申告とは、青色申告や土地建物、株式等の譲渡(分離課税)、住宅借入金等特別控除の初年度の申告、損失申告、雑損控除の申告などです。

※2 所得控除の合計額が所得金額の合計額を超える方で、所得税が源泉徴収されていない方は住民税の申告が必要です。

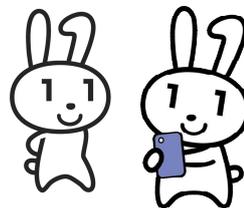


スマホ申告をお手伝いします

住民税申告受付会場にて、スマホ申告サポートブースを設置します。フローチャート②に該当する方で、スマートフォンでの申告に興味のある方はご利用ください。ご利用には下記の持ち物が必要です。申告の内容によっては、スマホでの申告をご案内できない場合がありますのでご了承ください。

【持ち物】

- ・スマートフォン（マイナンバーカード読取対応のもの）
- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの電子証明書暗証番号
 - ①数字4桁（利用者証明用・券面事項入力補助用）
 - ②英数字6～16文字（署名用）
- ・利用者識別番号（過去に取得している方のみ）
- ・その他申告に必要なもの⇒1ページの持参するものを参照ください。



下田税務署からのお知らせ

★確定申告会場について

- 《会場》 下田市民スポーツセンター（サンワーク下田） 所在地：下田市敷根761
- 《期間》 令和5年2月16日（木）～令和5年3月15日（水）（土曜・日曜・祝日を除く）
※上記の期間中、下田税務署では申告書の作成指導は行っておりませんのでご注意ください。
- 《時間》 午前9時～午後5時 ※入場には「入場整理券」が必要です。LINEアプリで事前にオンラインで入手してください。
- 《その他》 会場では、基本的にはご自身のスマホを使用した電子申告（e-Tax）による申告相談を行っています。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、マイナンバーカードおよびマイナンバーカードの「署名用電子証明書」「利用者証明用電子証明書」に係るパスワードが必要になりますので、ご準備をお願いします。
税務署から送られたハガキまたは封書、利用者識別番号等の通知又はID・パスワード方式の届出完了通知をお持ちの方はご持参ください。

★確定申告相談会場（出張相談）

- 《会場》 松崎町生涯学習センター 4階ふれあいホール
- 《開設日》 令和5年2月21日（火）
- 《時間》 午前10時～正午、午後1時～午後4時
※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合がありますので、ご了承ください。

★無料税務相談

- 《会場》 下田市民スポーツセンター（サンワーク下田） 第二会議室
- 《開設日》 令和5年2月17日（金）～令和5年2月24日（金）（土曜・日曜・祝日を除く）
- 《時間》 午前9時30分～正午、午後1時～午後4時
※確定申告会場と同様に「入場整理券」が必要です。

★その他

- (1) 所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限は令和5年3月15日（水）です。
- (2) 消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は、令和5年3月31日（金）です。
- (3) 譲渡所得（株式及び土地・建物等の売却による所得）及び贈与税の申告相談は、「下田市民スポーツセンター（サンワーク下田）」でのみ行っております。

《問合せ先：下田税務署 電話：0558-22-0185》

※自動音声により案内していますので、確定申告（所得税・消費税・贈与税）に関するお問い合わせは、「0」を選択してください。